

## 有明海自動車航送船組合監査委員公告第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した令和 4 年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 17 日

有明海自動車航送船組合  
監査委員 下田 芳之  
同 藤井 一恵

## 定 期 監 査 結 果

### 第 1 監査の概要

令和 4 年度における有明海自動車航送船事業会計にかかる監査を次のとおり実施した。

#### 1 監査の基準

有明海自動車航送船組合監査基準に準拠して実施

#### 2 監査の種類

財務監査（定期監査）（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

#### 3 監査の対象

令和 4 年度 有明海自動車航送船事業会計

#### 4 監査の着眼点

財務及び行政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

## 5 監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

### (1) 監査実施日

予備監査：令和5年6月7日（水）～8日（木）

委員監査：令和5年7月14日（金）

### (2) 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 下田 芳之

同 藤井 一恵

## 第2 監査の結果

財務及び行政に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、監査意見及び是正・改善を検討すべき事項は次のとおりである。

### (1) 意見

当年度は、新型コロナウイルス感染症第6波から第8波の影響を受ける中、感染拡大防止と社会経済活動の両立が図られ行動制限等の緩和措置がなされたことに加え、特に下半期は、西九州新幹線の開業、全国旅行支援等の効果もあり、前年度に比べ航送車両台数及び旅客数は増加し、コロナ禍前の約8割まで回復している。

この結果、総収益が11億4,524万円、総費用が10億529万円で、当期の純損益は1億3,996万円の黒字となり、前年度と比較すると9,505万円増加している。

当組合においては、令和3年度の審査意見とした「将来に向けた経営のあり方について」を受けて、コロナ禍後の時代のニーズを敏感に捉え、他競合交通との差別化を図り、経営環境の変化に迅速に対応するため令和5年度を初年度とする5年間の中期目標を策定し、同年4月、平成18年以来17年ぶりとなる平均13.9%の運賃改定を実施している。

このような状況を踏まえ、当組合が取り組むべき課題として次の事項が挙げられる。

### ア 誘客の推進について

新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた輸送台数は、行動制限の緩和措置や下半期からの全国旅行支援等の効果もあり、令和4年度全体でコロナ禍前の約8割まで回復してきている。

今後とも、利用者サービスの向上や関係団体との連携を図りながら、より一層の誘客の推進に努める必要がある。

#### イ 行政職職員の人材育成について

当組合の行政職は、中堅層の職員が少なく若手職員が多いことから、引き続き、外部研修等を活用するなど必要な知識や技能の習得に向けた人材育成に努める必要がある。

#### ウ 「有明フェリー中期目標」の着実な推進について

令和 4 年度決算においては、運航収入がコロナ禍前の水準に回復しつつあるものの、原油価格や物価の高騰に加え、少子高齢化や人口減少など社会経済情勢から、今後も、厳しい経営環境が続くものと見込まれる。

このような中、令和 5 年 3 月に策定された「有明フェリー中期目標（令和 5 年度～令和 9 年度）」では、老朽化した船舶の更新や利便性の向上などに取り組むことにより安定した事業の継続を図ることとしている。

当該目標について、進捗管理や検証を行いながら経営改善に努める必要がある。

### (2) 是正・改善を検討すべき事項

財務及び行政に関する事務の執行等について、是正・改善をすべき事項が認められるため、より適正な事務執行を図られたい。

#### ア 固定資産の会計処理について

建物の改良工事等を行った場合の取得価格については、有明海自動車航送船組合会計規程第 69 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、撤去部分の額を除却した価額に改良の経費を加算した価額を取得価格とすべきであるが、多比良港ターミナルのトイレ改修工事等において、撤去部分の額を除却せず改良に要した経費をそのまま取得価格としているので、適切な会計処理を図られたい。

#### イ 出納取扱金融機関等に対する検査について

地方公営企業法施行令第 22 条の 5 第 1 項の規定に基づく管理者による出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対する検査について、平成 2 年度以降実施されていないので、適切に検査を実施されたい。